

平成 2 2 年第 3 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 2 年 6 月 4 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
(議会運営委員長報告・質疑)
- 日程第 3 同意第 3 号 那須塩原市固定資産評価員の選任について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 4 同意第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 報告第 4 号 平成 2 1 年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について
(報告)
- 日程第 6 報告第 5 号 平成 2 1 年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書について
(報告)
- 日程第 7 報告第 6 号 平成 2 1 年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
(報告)
- 日程第 8 報告第 7 号 平成 2 1 年度那須塩原市温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
(報告)
- 日程第 9 報告第 8 号 平成 2 1 年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について
(報告)
- 日程第 1 0 報告第 9 号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について
(報告)
- 日程第 1 1 報告第 1 0 号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告について
(報告)
- 日程第 1 2 報告第 1 1 号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況報告について
(報告)
- 日程第 1 3 報告第 1 2 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)
- 日程第 1 4 報告第 1 3 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 1 5 報告第 1 4 号 専決処分の報告について〔和解〕
(報告)

- 日程第 1 6 報告第 1 5 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 1 7 報告第 1 6 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 1 8 報告第 1 7 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 1 9 報告第 1 8 号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕
(報告)
- 日程第 2 0 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 2 1 年度那須塩原市一般会計補正予算
(第 9 号)〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 1 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 2 1 年度那須塩原市老人保健特別会計
補正予算(第 4 号)〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 2 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市税条例の一部改正〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 3 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市都市計画税条例の一部改正〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 4 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて〔那須塩原市国民健康保険税条例の一部改
正〕
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 5 議案第 5 2 号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及
び休暇に関する条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 6 議案第 5 3 号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正につ
いて
(提案説明)
- 日程第 2 7 議案第 5 4 号 那須塩原市税条例の一部改正について
(提案説明)
- 日程第 2 8 議案第 5 1 号 平成 2 2 年度那須塩原市一般会計補正予算(第 1 号)
(提案説明)

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育総務課長	山崎稔君	会計管理者	榆木保雄君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

荒川正君

農業委員会
事務局 局長

人見順君

順君

鈴木健司君

塩原支所 局長

臼井淨君

淨君

本会議に出席した事務局職員

議事事務局長 斉藤誠

議事課長 斎藤兼次

議事調査係長 稲見一美

議事調査係 小平裕二

議事調査係 人見栄作

議事調査係 佐藤吉将

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

議長（君島一郎君） 本日招集になりました平成22年第3回那須塩原市議会定例会は、議員各位のご参集をいただき、ここに開会の運びとなりました。

本定例会には、市長提出として26件の議案が提出されることになっております。

議員各位におかれましては、慎重に審議を尽くされ、また、議会運営につきましても、特段のご協力をお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから平成22年第3回那須塩原市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

黙禱

議長（君島一郎君） ここで謹んで申し上げます。

平山英議員が去る5月25日にご逝去されました。まことに痛恨のきわみであります。

よって、平山英議員のご冥福を祈りまして黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

議長（君島一郎君） それでは、1分間の黙禱をお願いいたします。

黙禱。

〔黙禱〕

議長（君島一郎君） 黙禱を終わります。

着席願います。

追悼の言葉

議長（君島一郎君） 次に、申し上げます。

15番、人見菊一君から追悼の意をささげるため発言を求められておりますので、これを許します。登壇の上、お願いします。

〔15番 人見菊一君登壇〕

15番（人見菊一君） おはようございます。

追悼の言葉。

本会議の貴重な時間に故平山英君を追悼するための時間を割いていただき、同僚議員として、また故人の友人の一人として、皆さんに心から感謝をいたします。

仏様にならんとしている故人をあえて英君と呼ばせていただくことをご容赦願います。

英君は、平成11年、旧黒磯市議会議員選挙で初当選を果たし、さっそうと議場に登場したのであります。

地元の期待を一身に受けた彼のその後の活躍は大変目覚ましいものでありました。私は彼より議員暦も長く、また年長者でもありましたが、彼からは大変多くの刺激を受けたものであります。英君は裏表のないだれにも優しく公平に接する人でありました。細かな気配りのできる人でありました。その一方、軸足のぶれない信念の強い人でもありました。男女を問わず、同僚議員から慕われ、いつも会派の中心にありました。

那須塩原市議会議員3期目となる昨年5月には、多くの仲間に推挙され、第4代的那須塩原市議会議長に就任し、順風満帆のスタートを切ったのであります。

これからの活躍こそ、彼の議員生活の集大成であるはずでありました。しかし、かねてから体調を崩していた英君は、去る3月議会において突然議長職の辞意を表明されたのであります。

責任感の強い彼にとって苦渋に満ちた決断であ

ったでしょう。しかし、任期半ばで潔くその職を後進に譲った決断は彼の誠実さのあかしでもありました。この後は会派の相談役として、また議会の重鎮として、次の大きな責任が彼を待ち受けているはずでありました。

しかし、きょうの6月定例会のこの議場に彼の姿はないのであります。議長職をされた英君が、議員として再びこの席に戻ることはないのであります。余りにも突然のお別れでありました。

5月25日先週の火曜日、夕刻のことです。ある大きな団体の総会であいさつをされたのが、彼の最期の姿になってしまいました。だれもが耳を疑う突然の訃報でありました。

礼儀を重んじる英君が、我々年長者よりも先に逝ってしまうとは、最初で最後の無礼な行為であります。

お孫さんが、ソフトボールの選手として活躍し新聞に載ったこと、寺子小学校に野球部ができたこと、息子さんが監督をしていること、そんなことを話す英君は、本当にうれしそうでありました。きっとあの柔和な笑顔のまま彼は旅立っていかれたのでしょう。

しかし、英君の遺志は、残された我々の心の中にあります。英君のとうとい魂は我々の中で生き続けています。

そして、彼が夢を見ていたであろう理想の議会に少しでも近づぐために、今少し力をかしていただきたい。

今さまざまな内憂と外患が市民生活を脅かしております。我々はこの悲しみに立ち、立ちどまっている時間はありません。

我々はきょうここに彼の遺志を継いで、議員として与えられた使命を全うすることを誓って平山英君の追悼の言葉といたします。

議長（君島一郎君） それでは、会議に入ります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（君島一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員に、

15番 人見 菊 一 君

16番 早乙女 順 子 君

を指名いたします。

市長あいさつ

議長（君島一郎君） 市長からあいさつがあります。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） おはようございます。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成22年第3回那須塩原市議会定例会を招集させていただきまして、議員の皆さんには、何かとお忙しい中、ご参集を賜り、まことにありがとうございます。

冒頭に、去る5月25日に急逝されました故平山英議員に心から哀悼の意を表します。

平山議員は、平成11年に当時の黒磯市議会議員に当選され、以来、きょうまで本市発展のため誠心誠意尽くされました。

議員の活動におきましては、平成21年5月から平成22年3月まで、市議会議長として議会運営のまとめ役を果たされ、さらに商工会の活動や地域における活躍など、平山議員の果たされたこれまでの大きな職責を思うと本当に残念でなりません。

改めまして、心からお悔やみを申し上げますとともに、安らかに眠りくださるようお祈り申し上げます。

さて、ここ数日、天候は安定しているものの、全体的な印象として、今年の天候は不順であると思っております。梅雨入りを間近に控え、農作物への影響が懸念される場所でもあります。

また、宮崎県で発生し、感染拡大が心配される家畜伝染病の口蹄疫についてではありますが、畜産を基幹産業とする本市にとりまして、他人事ではありません。このため、市内畜産農家全戸に消毒薬剤とスプレー容器の配付を決定し、5月27日には那須塩原市口蹄疫対策庁内連絡会議を立ち上げ、正確な情報の共有化と迅速な防疫体制の実施に努めたいと考えております。

このような中で、鳩山首相が辞任するという報道に接し、突然のことで、大きな驚きとともに、トップとしての言葉の重みや政策・約束ということに対する責任ということを改めて痛感をしたところであります。

地方自治をあずかる立場としては、できるだけ早い正常化と政治の安定を願うものでございます。

ここで改めまして、今回の市議会定例会に提案をいたします議案について申し上げます。

まず、人事案件が固定資産評価員の選任と人権擁護委員候補者の推薦に関する件の2件、平成22年度の補正予算案件が1件、条例の一部改正案件が3件、専決処分の承認を求める案件が5件、予算の繰り越しに関する計算書の報告が5件、公社等の経営状況に関する報告が3件、専決処分の報

告が7件の、合わせまして26件であります。

これらの内容につきましては、この後の提案説明の中で詳細を申し上げますが、行政執行上、いずれも重要な案件となりますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 市長のあいさつが終わりました。

会期の決定

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会に先立ち、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

26番、相馬義一君。

〔議会運営委員長 相馬義一君登壇〕

議会運営委員長（相馬義一君） おはようございます。

議会運営委員会のご報告を申し上げます。

本定例会における会期の日程、議案の取り扱い、その他議会運営必要な事項を協議するため、去る5月28日午前10時より第4委員会室において、委員全員、正副議長、市長以下執行部関係者出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

会期については、本日6月4日より6月18日までの15日間といたします。会期内の日程の詳細については、配付された会期日程表のとおりといたします。

本定例会に提出されている案件は、市長提案

件として人事案件2件、補正予算案件1件、条例案件3件、専決処分の承認案件5件、報告案件15件の計26件であります。

議案の取り扱いについてであります。同意第3号、同意第4号及び専決処分の承認案件5件の7件については即決扱いといたします。即決案件7件と報告15件を除く4件については、各関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

議案に対する質疑は、先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき1人3回まで、時間は15分以内で連続して行うことといたします。

討論は先例のとおり取り扱うこととし、同一議題につき賛成、反対、それぞれ5人まで、時間は1人10分以内といたします。

市政一般質問は、先例のとおり取り扱うこととし、通告書に基づき項目ごとに一問一答方式とし、質問時間は1人40分以内、最初の質問から議員質問席で行うことといたします。

質問通告者は14名であり、日程上6月7日に2名、8日に4名、10日に4名、11日に4名の4日間といたします。

最後に、請願・陳情等について申し上げます。

新規で受理した要望が1件、継続審査となっている陳情が1件ございますが、これらは配付された請願・陳情等文書表のとおり、関係常任委員会に付託をし、審査を行うことといたします。

以上が、議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） 今回の議運の委員長の報告の中で、質問通告したものを時間内にやるという発言がなかったと思うんですけど、ちょっと忘れたと思うんですけども、その点についてお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 26番、相馬義一君。

議会運営委員長（相馬義一君） 報告はしておりませんが、先例のとおり取り扱うことということでご理解をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君、よろしいですか。

29番（菊地弘明君） はい。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がほかにないので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月18日までの15日間とし、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長の報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの15日間と決定しました。

また、議案の取り扱い等についても、議会運営委員長の報告のとおりといたします。

お諮りします。

本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議ありませんので、本定例会における議案上程の際の議案朗読は省略いた

します。

同意第3号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、同意第3号 那須塩原市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

本件について、君島副市長から退席願いが出ておりますので、これを許可いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

議長（君島一郎君） 会議を再開いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第3号 那須塩原市固定資産評価員の選任について、提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料1ページ。

固定資産評価員は、固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助するため、地方税法及び市税条例の規定に基づき、議会の同意を得て選任するものです。

前副市長の折井正幸氏が平成22年3月31日付をもって副市長職を退任し、あわせて評価員も辞任されましたので、その後任として副市長の君島寛氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第3号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

議長（君島一郎君） 会議を再開いたします。

君島副市長に申し上げます。

ただいま那須塩原市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意されました。

同意第4号の上程、説明、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第4、同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 同意第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料2から3ページです。

本案は、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及及び高揚を図るため、本市における人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

現在、選任されております人権擁護委員13名のうち、2名の委員が平成22年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員として現在活躍中の齋藤逸子委員を再任するとともに、退任される秋元昌子委員の後任として津布樂光恵氏を推薦するものです。

津布樂氏は、昭和48年4月に小学校の教諭となられ、以後、那須地区の教諭を長く勤められ、本年3月末に大田原市立蛭田小学校長を最後に退職をされております。

お二人とも長く教職にあり、知識、経験ともに豊富で人望も厚く、人権擁護委員としてふさわしい方でありますので、候補者として推薦するものです。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号については、原案のとおり同意することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

報告第4号及び報告第5号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第5、報告第4号 平成21年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について及び日程第6、報告第5号 平成21年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についての2件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第4号及び報告第5号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第4号及び報告第5号の2件につきまして、一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第4号 平成21年度那須塩原市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

議案書26ページから27ページ、議案資料はございません。

8款土木費の3・4・1本郷通り道路改良事業におきまして、掘削残土に石炭灰の混入が確認されたことから、これらの分析や処分方法の検討に不測の日数を要したことから工事がおくれ、このことにより継続費の平成21年度年割額8億3,960万円に対し、執行額を差し引き、その残額5億円を通次繰越として平成22年度に執行するものであります。

次に、報告第5号 平成21年度那須塩原市一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告を申し上げます。

議案書28から32ページ、議案資料はございません。

本件は、さきの3月定例会において可決をいただきました62件の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

これら繰越明許費設定事業のうち、2款総務費の集中管理公用車購入につきましては、平成21年度内に完了したため繰越しは行いませんでした。また、4款衛生費の那須塩原クリーンセンター洗車場建設工事、8款土木費の那須塩原駅北土地区画整理事業、10款教育費の小学校耐震改修事業及び中学校の新学習指導要領対応理科教育等設備整備費の4事業につきましては、事業費調整の結果、見込みよりも減少することから、繰越設定額を減

額し翌年度に繰り越しいたしました。

これら5件を除く57事業につきましては、繰越設定額をそのまま全額平成22年度に繰り越しいたしました。

以上、2件についてご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

報告第6号～報告第8号の上程、

説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第7、報告第6号 平成21年度那須塩原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第9、報告第8号 平成21年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第6号から報告第8号までの3件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 報告第6号及び報告第7号につきましては、さきの3月定例会において可決いただきました特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

また、報告第8号につきましては、地方公営企業法第26条第1項及び同条第2項の規定に基づき、水道事業会計における経費の繰り越しを行いましたので、同条第3項の規定により報告するもので、これらを一括してご説明申し上げます。

まず、報告第6号 平成21年度那須塩原市下水

道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

議案書33ページから34ページ、議案資料はございません。

本件は、下水道建設費において、大規模店舗、工場及び地元関係者等との工程調整に不測の日数を要したことにより、平成21年度内の事業完了が見込めないことから、工事請負費と関係事務費で1億1,941万1,000円を繰り越したものであります。

次に、報告第7号 平成21年度那須塩原市温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

議案書35ページから36ページ、議案資料はございません。

本件は、温泉事業建設費において、現在使用している源泉の湧出量減少対策のための給湯設備切りかえ工法検討に不測の日数を要したことにより、平成21年度内の事業完了が見込めないことから、工事請負費4,334万7,000円を繰り越したものであります。

次に、報告第8号 平成21年度那須塩原市水道事業会計予算繰越計算書について申し上げます。

議案書37ページから39ページ、議案資料はございません。

まず、資本的支出において、市道槻沢通り線配水管布設替工事で、関連する道路改良工事の繰り越しにあわせて819万円を、国道400号古町配水管布設替工事では、地下埋設物の調査などに不測の日数を要したことに伴い13,494万4,000円を、さらに市道金沢・高阿津線配水管布設工事でも、関連する農道整備工事の繰り越しにあわせ924万円をそれぞれ繰り越したものであります。

また、収益的支出の水道事業費において、配水管布設替工事に伴う給水管の切りかえに要する経

費合計1,639万500円について、資本的支出におけるそれぞれの関連事業にあわせて繰り越したものであります。

以上、3件につきましてご報告を申し上げます。
議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

報告第9号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第10、報告第9号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況報告について議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第9号 財団法人那須塩原市施設振興公社の経営状況についてご報告を申し上げます。

議案書40ページ、議案資料はございません。

平成21年度の事業につきましては、市から指定管理者として指定を受けた7施設のほか、委託を受けた観光、文化及び公園等の管理運営事業や文化会館の自主事業などを行っております。

事業報告につきましては、事業報告書の1ページから12ページに記載したとおりであります。

次に、決算の状況であります。まず一般会計につきましては、決算報告書の1ページから26ページに記載してありますとおり、事業活動収入として、事業収入や補助金などで5億3,345万1,297円、事業活動支出として、管理費や各種事業費などで6億3,794万8,819円を計上しております。

なお、これらに投資活動収入及び支出をそれぞれに加えますと、当期収支差額で1億486万2,387円が不足いたしますが、前期からの繰越金1億1,967万9,929円があるため、差額の1,481万7,542円を次年度へ繰り越しいたしました。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、決算報告書の27ページから28ページに記載してありますとおり、収入として、補助金等収入や事業収入で2,538万8,668円、支出としましては、事業活動収入と同額の2,538万8,668円であります。

続きまして、平成22年度の事業計画及び収支予算について説明申し上げます。

事業計画につきましては、事業計画書の1ページから5ページに記載してありますとおり、指定管理者としての指定を受けた7施設の管理運営を行うほか、市からの委託を受けた観光、文化及び公園施設等の管理運営、文化会館自主事業等を行う計画であります。

収支予算につきましては、収支予算書の6ページから14ページに記載してありますとおり、一般会計では、事業活動収入として、事業収入や補助金などで4億9,413万7,000円、事業活動支出として、管理費や各種事業費などで5億161万7,000円を計上しておりますほか、投資活動収入、支出及び前年度繰越金等を加えた合計につきましては、収入、支出とも5億1,819万円でございます。

また、文化会館自主事業特別会計につきましては、収支予算のその15ページにありますとおり、収入は、補助金等収入や事業収入などで2,370万円を計上し、支出では、自主事業に係る支出として収入と同額の2,370万円を計上しております。

以上、ご報告申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

報告第10号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第11、報告第10号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 報告第10号 財団法人那須塩原市農業公社の経営状況につきましてご報告を申し上げます。

議案書41ページ、議案資料はございません。

那須塩原市農業公社の事業実績につきましては、平成21年度事業報告書の1ページから7ページに記載のとおりであります。

受託事業として、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の流動化の推進、認定農業者を含めた担い手農家の育成、さらには道の駅明治の森・黒磯の管理運営のほか、同施設を利用した各種イベントの開催、さらには都市と農村の交流推進事業として、市民農園の運営も行ったところです。

農用地の利用権設定は、3月末日現在1,184.7ヘクタールで、昨年度の実績と比較しますと5%程度増加しております。利用権の設定は一昨年度に引き続き増加しており、担い手農家への集積が進んでいる結果となっております。

また、認定農業者の育成につきましては、水田経営所得安定対策への加入に向けた新規認定手続が落ち着いたことから、新規の認定者は26人となっております。

次に、一般会計決算につきましては、事業報告書の8ページから18ページに記載されている収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対象表及び財産目録のとおりであります。

主な収入は、事業収入としての農地保有合理化事業収入及び補助金等収入としての明治の森・黒磯の管理運営等の受託収入で、これらで収入全体の約50%を占めております。なお、平成21年度からアグリパル塩原の管理運営を他団体が受託したため、受託収入が減少しております。

支出の主なものは、農地保有合理化事業などの

受託事業や農林業施設管理運営事業に伴うもの
あります。

また、物産直売棟運営特別会計につきましては、
事業報告書の19ページから23ページに記載されて
いるとおりで、青木ふるさと物産センター直売棟
に関する決算であります。施設利用者数は0.2%
とわずかに増加しましたが、事業収入で5.2%の
減少となっております。

次に、平成22年度の事業計画等についてご説明
申し上げます。

平成22年度においても、認定農業者などの担い
手に農地を集約し、効率的な農業経営を推進する
ための農地保有合理化事業や農作業受委託事業を
引き続き進めてまいるとともに、認定農業者の育
成支援にも取り組んでまいります。

また、収支予算につきましては、一般会計が事
業計画書の6ページから10ページに、また物産直
売棟運営特別会計は11ページに記載のとおりであ
ります。

今後も経営規模の拡大や担い手農家の育成など、
本市の農業振興と農村の活性化に寄与すべく、各
種事業を積極的に推進してまいります。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

報告第11号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第12、報告第11
号 財団法人那須野が原文化振興財団の経営状況
報告についてを議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第11号 財団法人那
須野が原文化振興財団の経営状況報告についてご

報告を申し上げます。

議案書42ページ、議案資料はございません。

平成21年度事業報告につきましては、事業報告
書の1ページから12ページに記載のとおりであり
ます。

4ページからの財団の運営状況であります。が、
那須塩原市及び大田原市における文化の振興を図
るとともに、住民の自主的な文化活動の支援を行
い、豊かな文化の創造に寄与するため、各種事業
を実施いたしました。

芸術文化鑑賞事業では、大黒摩季Luxury
Tour2009など、36本の自主事業を実施、展示
事業として原野展及びハーモニーホール展を開催、
文化団体育成事業ではオーケストラ養成講座など
4講座6種目を実施いたしました。また、那須野
が原ハーモニーホール会館15周年記念事業として、
初企画である演奏会形式オペラ歌劇「カルメン演
奏会」を実施し、1,060人の入場者を得ました。
さらに、ハーモニーフェスティバルを開催し、41
団体が参加、マラソンコンサートではピアノ演奏
など119人が参加いたしました。

各施設の利用及び入場者の状況につきましては、
全体で935日の延べ利用日数があり、利用率は
57.9%となり、入場者数は11万2,562人でありま
した。

11ページのパイプオルガンの基金積み立てにつ
きましては、平成22年3月31日現在1億960万
9,495円となっております。

次に、財務諸表につきましてご説明します。

13ページの貸借対照表の資産の部の主なものは、
流動資産の普通預金、固定資産の基本財産や特定
資産のパイプオルガン基金、積立資産で資産の合
計は1億9,177万9,163円であります。

また、負債の部の主なものは、固定負債の退職
手当引当金で、負債の合計は3,365万8,647円であ

り、資産合計から負債合計を引いた1億5,812万516円が正味財産であります。

14ページの正味財産増減計算書における経常収益の主なものは、施設管理受託収入と自主事業負担金収入で、いずれも2市からの負担金で、合計は3億2,326万9,623円であります。

経常費用の主なものは、管理費の給料手当及び委託料と芸術文化振興事業費の委託料で、合計は3億814万3,612円であります。当期経常増減額は1,512万6,011円で、正味財産期末残高は1億5,812万516円であります。

16ページは財産目録であります。

続きまして、事業計画等についてご説明いたします。

平成22年度の事業計画につきましては、事業計画・収入支出予算書の2ページに記載のとおりであります。

また、平成22年度収支予算につきましては、3ページ以降に記載してありますが、収入の部には施設使用料収入、事業収入、受託収入など3億2,853万9,000円を計上し、支出の部には管理費、芸術文化振興事業費、文化活動育成事業費など、収入と同額の3億2,853万9,000円を計上しております。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

報告第12号～報告第18号の

上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第13、報告第12号 専決処分の報告についてから、日程第19、報告第18号 専決処分の報告についてまでの7件を一括議題といたしたいと思

いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第12号から報告第18号までの7件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 報告第12号から報告第18号の7件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第12号につきまして申し上げます。

議案書は43から44ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年3月9日、那須塩原市末広町地内において発生した車両事故に関し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、交差点において赤信号で停止しておりました市側車両に、前方にいた相手側車両が後退したことにより衝突したものであります。

両者協議の結果、市の損害額を3万1,500円とし、過失割合は相手方100%とすることで示談が成立し、相手方は3万1,500円を市側車両の修理先に支払うことで和解いたしました。

次に、報告第13号につきまして申し上げます。

議案書45から46ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年1月9日、那須塩原市上赤田地内の市道南赤田・四区町線と市道西赤田・上赤田163号線の交差点で発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、消防ポンプ自動車が進路変更中、左方から走行して相手側車両と出会い頭に衝突し、相手側車両の右前部バンパ

一と市側車両の左側面部を損傷破損したものであります。

損害額は、市が12万9,675円、相手方が26万9,588円で、両者協議の結果、市側50%、相手方50%の過失割合で示談が成立し、それぞれの責任額を相殺し、市は損害賠償金6万9,956円を相手方指定の保険会社に支払うことで和解いたしました。

次に、報告第14号につきまして申し上げます。

議案書47から48ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年3月17日、那須塩原市役所公用車駐車場において発生した車両事故に関し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市側車両が公用車駐車場に駐車しようとして相手側車両後方に一時停止したところ、相手側車両が後退したため、接触事故が起きたものであります。

両者協議の結果、市の損害額を11万3,104円とし、過失割合は相手方100%とすることで示談が成立し、相手方は市側車両の修理先に11万3,104円を支払うことで和解いたしました。

次に、報告第15号につきまして申し上げます。

議案書49から50ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年3月11日、那須塩原市鍋掛1088番地695地内において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市が委嘱いたしました母子保健推進員が乳児全戸家庭訪問事業により個人住宅を訪問した際、玄関ドアの内側に立ち相手側と面談を始めたところ、突然の強風によりドアがあおられ、壁に激しくぶつかり、ドアを損壊させたものであります。

両者協議の結果、相手方の損害額を22万3,545円とし、過失割合は市側100%とすることで示談が成立し、市が相手方に損害賠償金22万3,545円を支払うことで和解いたしました。

次に、報告第16号について申し上げます。

議案書51から52ページ、議案資料はございません。

本件は、平成21年10月2日、那須塩原市大黒町地内において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、大黒町地内で公務を修了した市側車両が、駐車場から出庫し前進したところ、駐車場に入るためバックした相手側車両と接触事故を起こしたものであります。

損害額は、市が7万3,206円、相手方が13万2,930円で、両者協議の結果、過失割合は市側が50%、相手方50%とすることで示談が成立し、それぞれの責任額を相殺し、市は相手方に損害賠償金2万9,862円を支払うことで和解いたしました。

次に、報告第17号につきまして申し上げます。

議案書53から54ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年3月29日、塩谷郡塩谷町上平地内において発生した物損事故に関して、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、職員が公務により塩谷郡塩谷町上平地内の農産物直売所を訪れた際、駐車場において市有車両から降車しようとする際、ドアを開けたところ、突風によりドアをあおられ、市側車両のドアが隣接の相手側車両にぶつかり、ドアを損傷させたものであります。

両者協議の結果、相手方の損害額を9万32円とし、過失割合は市側が100%とすることで示談が成立し、市が相手側車両の修理先に9万32円を支払うことで和解いたしました。

最後に、報告第18号について申し上げます。

議案書55から56ページ、議案資料はございません。

本件は、平成22年4月6日、那須塩原市千本松地内の国道400号線において発生した車両事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市有車両を運転していた職員の不注意により、赤信号で交差点に停止していた相手側車両に追突したものであります。

相手方車両の損害額は4万1,894円で、両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市が損害賠償額4万1,894円を相手方車両の修理先に支払うことで和解いたしました。

以上、7件につきましてご報告を申し上げます。議長（君島一郎君） 報告、説明が終わりました。

承認第1号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第20、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 承認第1号につきましては、専決処分をいたしました平成21年度那須塩原市一般会計補正予算第9号について、承認を求めます。

議案書15ページ、議案資料24から25ページです。

今回の補正は、地方交付税などの国・県からの各種交付金及び地域活性化関連交付金の決定による調整、起債事業の確定による合併特例債などの

整理、老人保健特別会計の補正に伴う繰出金の計上など3月補正後に生じた事由による予算の最終調整を実施したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行ったものであります。

主な補正の内容は、歳入につきましては、10款地方交付税において特別交付税の増により3億3,473万3,000円を追加し、18款繰入金においては減債基金繰入金3億円を減額し、さらに21款市債において合併特例債などの起債対象事業費の確定に伴い1億6,320万円を減額したものです。

一方の歳出につきましては、3款民生費において老人保健特別会計の補正に伴い繰出金94万4,000円を追加するとともに、歳入補正額との差額5,932万4,000円を予備費で減額調整したものであります。

これらにより、歳入歳出ともに5,838万円を減額し、平成21年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を442億1,680万9,000円といたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで10分間の休憩をしたいと思います。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

承認第2号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第21、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 承認第2号につきましては、専決処分をいたしました平成21年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算第4号について、承認を求めるものであります。

議案書16ページ、議案資料26ページになります。

今回の補正は、平成19年度に交付決定された高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の確定に伴う返還のために必要な予算措置を行うとともに、各支出金や事業費の確定見込みによる予算の整理を

実施したもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

歳入については、1款支払基金交付金において431万8,000円を、2款国庫支出金において432万円を、さらに3款県支出金においても66万4,000円をそれぞれ減額し、4款繰入金において一般会計からの繰入金94万4,000円を、6款諸収入においても173万7,000円をそれぞれ増額しました。

一方の歳出については、1款総務費において77万8,000円を、2款医療諸費においては医療給付費の減で746万6,000円を、また4款公債費において1,000円を、5款予備費において100万円をそれぞれ減額し、3款諸支出金においては高齢者医療制度円滑導入事業費補助金の確定に伴う償還金の計上などで262万4,000円を増額しました。

これらにより、歳入歳出ともに662万1,000円を減額し、平成21年度那須塩原市老人保健特別会計歳入歳出予算総額を1億1,916万2,000円といたしました。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第3号及び承認第4号の上

程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第22、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第23、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題としたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号及び承認第4号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 承認第3号及び承認第4号につきましては、専決処分いたしました那須塩原市税条例の一部改正及び那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、承認を求められますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

議案書17ページから19ページ、議案資料27から33ページとなります。

まず、承認第3号の市税条例につきましては、納税者の便宜を図る観点から給与所得に係る個人の市民税の特別徴収制度について改正するとともに、地方税法の改正に伴う条項番号の整理及び法

律名の変更に伴う改正を行いました。

また、承認第4号 都市計画税条例では、地方税法の改正に伴う条項番号の整理を行ったものがあります。

これら2件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、早急に条例を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき平成22年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第3号及び承認第4号の2件については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号及び承認第4号の2件については、原案のとおり承認されました。

承認第5号の上程、説明、質疑、
討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第24、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（松下 昇君） 承認第5号につきまして、専決処分をいたしました那須塩原市国民健康保険税条例の一部改正について、承認を求めるものであります。

議案書22ページから25ページ、議案資料34ページから40ページでございます。

本案は、地方税法及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、那須塩原市国民健康保険税条例の一部を改正したものです。

これまで所得の低い世帯への国保税減額適用は、国民健康保険法施行令の規定により、応益割合が45%以上の保険者の場合には7割、5割または2割の減額が可能となっておりますが、今回の国民健康保険法施行令の改正で応益割合の条件が撤廃されたことから、現在6割または4割の減額を行っているものを7割、5割または2割の減額が適用できるよう改正いたしました。

これにより、これまで国保税の6割減額の適用を受けていた人は7割減額に、4割減額の適用を受けていた人は5割減額にそれぞれ変更し、加えて2割減額の適用を新設しました。

また、非自発的失業者の所得割計算の特例として、リストラなどの理由により失業した場合、離職日の翌日の属する月から翌年度末まで、国民健康保険税の給与所得分を100分の30として計算する特例を新設しました。

さらに、後期高齢者医療制度に加入した人の被扶養者が国民健康保険の被保険者となった場合における国民健康保険税の減免措置の適用期間が2年間から当分の間に延長されたことから、条例の当該規定を改正したものです。

本件については、地方税法等の一部を改正する法律及び国民健康保険法施行令が平成22年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、早急に条例を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成22年3月31日付で専決処分を行ったものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第5号については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第52号～議案第54号

の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第25、議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてから、日程第27、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号及び議案第54号までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

副市長（君島 寛君） 議案第52号、議案第53号及び議案第54号につきましては、条例の一部改正案件となりますので、一括して提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書は4ページから6ページ、議案資料は6ページから23ページまでとなります。

仕事と子育て等生活の両立支援を目的に、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、国家公務員及び地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正され、平成22年6月30日に施行されます。

この法律の改正を受け、育児休業を取得できない職員に関するものなど条例で規定しなければならない事項の改正を行うものです。

まず、那須塩原市職員の育児休業等に関する条

例では、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の状況にかかわらず育児休業等を取得できるようにするなど、育児休業等を取得することができない職員の範囲を見直すほか、再度の育児休業をすることができるよう取得要件を緩和し、育児休業を取得しやすくするなどの改正を行うものです。

また、那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例では、3歳未満の子のある職員は子を養育するために請求した場合に、超過勤務をさせてはならないという超過勤務免除制度の新設や、子の看護休暇の取得要件の緩和や取得期間の拡大などの改正を行うものであります。

次に、議案第53号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案書7ページ、議案資料は14ページとなります。

平成21年の人事院勧告及び労働基準法の改正に基づき、一月の時間外勤務時間が60時間を超える場合、その超えた時間に対する時間外勤務手当の支給率を100分の150に割り増しするとともに、この時間外勤務の割り増し支給にかかわる有給の休暇を取得できる制度を設けたところであります。

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例は、地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員団体のための業務を行い、または活動することができる具体的な場合を定めたものでありますので、ここに時間外勤務代休時間を追加するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正について申し上げます。

議案書8ページから14ページ、議案資料は15ページから23ページとなります。

平成22年度の税制改革により地方税法等の一部が改正され、法律の施行日の関係で早急に改正を要する部分については、平成22年3月31日付で専決処分を行ったところでありましたが、平成22年10月1日以降に施行する部分について、今回、市税条例の改正を行うものであります。

主な改正の内容としては、子ども手当の支給に伴い年少扶養控除が廃止となった後も、市民税の非課税限度額の算定のため扶養親族に関する情報は引き続き必要となることから、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族の申告手続の規定を設けること、また、たばこ税の税率改正などを行うものであります。

以上、3件につきましてよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

議案第51号の上程、説明

議長（君島一郎君） 次に、日程第28、議案第51号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

市長（栗川 仁君） 議案第51号 平成22年度那須塩原市一般会計補正予算第1号について提案のご説明を申し上げます。

議案書3ページ、議案資料4から5ページです。

今回の補正は、国の補正予算にかかわる緑の分権改革推進事業及び県の需要対応型園芸産地育成事業に対応するため、必要な予算措置を行うものであります。

歳入につきましては、15款県支出金において、

緑の分権改革推進事業委託金3,728万円、需要対応型園芸産地育成事業費209万8,000円の合わせて3,937万8,000円を追加をします。

歳出につきましては、4款衛生費において、本市の持つクリーンエネルギー資源の把握と活用にかかわる実証調査等を行うための緑の分権改革推進事業として3,728万円を、6款農林水産業費においては、時代の変化や需要動向に対応できる強い園芸産地適正のための機械導入にかかわる補助費用として、需要対応型園芸産地育成事業に209万8,000円をそれぞれ追加をいたします。

これらにより、歳入歳出ともに3,937万8,000円を追加計上し、平成22年度一般会計歳入歳出予算総額を384億1,937万8,000円とするものです。

よろしくご審議の上、原案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（君島一郎君） 説明が終わりました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時28分